

議事要旨(4) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び中條専門研究員より、これまでの過年度遡及修正専門委員会における検討状況についての説明が行われた。説明の後、次のような質疑応答があった。

○前期損益修正項目と修正再表示について

- ・ある委員から、会計基準（案）結論の背景における「過去の誤謬を前期損益修正項目として当期の特別損益で修正する取扱いは、過去の財務諸表を修正再表示する方法に変更されることになる。一方、重要性の判断に基づき、過去の財務諸表を修正再表示しない場合は、損益計算書上、その性質により、営業外損益等として認識する処理が行われることになる。」という旨の記載について、この記載からは、重要性が乏しい場合に修正再表示しない取扱いができるという解釈はできず、また「損益計算書」とあるが、これは「当期の損益計算書上」とすべきであるという意見があった。これに対して事務局から、会計基準（案）結論の背景の別の項で、重要性の判断に関する記載があるため、当該記載においては「重要性が乏しい」等の記載を行わなくても、誤解を与えないものと考えているとの回答があった。また、「過去の財務諸表を修正再表示しない場合は」という記載が前段にあるため、「損益計算書」は当期の損益計算書を意味している旨の回答があった。
- ・他の委員から、重要性がない場合について詳細な記載を行う必要はなく、重要性の有無については財務諸表作成者の判断に委ねられると考えており、事務局の文案に賛成する旨の意見があった。

○特別損益項目について

- ・ある委員から、今後は、特別損益項目はなくなるという理解でよいのか質問があった。これに対して事務局から、先日公表した「財務諸表の表示に関する論点整理」において、損益の段階別表示については、IASB の議論の動向を踏まえ、中長期的に検討を行っていくことを示しており、現在の計画では財務諸表の表示（ステップ2）で議論する予定であること、また、本会計基準（案）においては、特別損益項目を全てなくすという整理を行っているわけではなく、従来の前期損益修正項目として特別損益で処理を行っていた取扱いがなくなることが示されている旨の回答があった。

以 上